



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年5月24日金曜日 第6号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....（林業政策課）.....59
 愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....（会計課）.....60

告 示

狩猟免許更新に係る適性検査等の実施.....（自然保護課）.....60
 医療機関の指定.....（保健福祉課）.....61
 施術機関の指定（2件）.....（"）.....62
 指定医療機関の変更.....（"）.....62
 指定施術機関の変更.....（"）.....62
 指定医療機関の廃止.....（"）.....62
 医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定.....（"）.....62
 介護機関（居宅介護事業所）の指定.....（"）.....63
 介護機関（介護予防事業所）の指定.....（"）.....63
 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....（"）.....63
 指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....（"）.....63
 港湾計画の変更の概要（2件）.....（港湾海岸課）.....63
 土地改良区の定款変更の認可.....（中予地方局農村整備第一課）.....65
 開発行為に関する工事の完了（3件）.....（中予地方局建築指導課）.....65
 道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....（南予地方局大洲土木事務所）.....65
 道路の供用開始（"）.....（"）.....66
 道路の区域変更（一般国道197号）.....（"）.....66
 落札者等の告示.....（警察本部会計課）.....66

公 告

狩猟免許試験の施行について.....（自然保護課）.....66
 愛媛県大気汚染常時監視テレメータシステムの借入れ.....（環境政策課）.....68

監査委員規程

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程.....（監査事務局）.....69

教育委員会公告

令和2年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日に
 ついて.....（高校教育課）.....70

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第3号

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年5月24日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年愛媛県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（貸付限度額並びに償還の期間及び方法）	（貸付限度額並びに償還の期間及び方法）

第 2 条 省略

2 省略

3 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第2項の規定に基づき経営管理実施権の設定を受けた民間事業者が前項の表第2号の項の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受ける場合における同項の規定の適用については、同項償還期間の欄中「12年」とあるのは、「15年」とする。

4 省略

第 2 条 省略

2 省略

3 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第4号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(資金前渡のできる経費)	(資金前渡のできる経費)
第49条 資金前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。	第49条 資金前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。
(1)～(13) 省略	(1)～(13) 省略
(14) <u>土地収用法（昭和26年法律第219号）及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）</u> に基づく補償金	(14) 土地収用法（昭和26年法律第219号） <hr/>
(15)～(21) 省略	に基づく補償金 (15)～(21) 省略

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第76号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

令和元年5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が令和元年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
東 予 地 方 局	東 予 第 1 会 場	令和元年7月10日（水）午前9時	今治市伯方公民館2階大ホール	今治市伯方町木浦甲1234
同 上	東 予 第 2 会 場	令和元年7月11日（木）午前9時	愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター研修室	四国中央市妻鳥町乙127
同 上	東 予 第 3 会 場	令和元年7月17日（水）午前9時	今治市民会館大会議室	今治市別宮町一丁目4 - 1

同 上	東 予 第 4 会 場	令和元年8月8日(木)午前9時	東予地区自動車整備協同組合 自動車会館	新居浜市本郷三丁目5-35
同 上	東 予 第 5 会 場	令和元年8月25日(日)午前9時	東予地方局西条第二庁舎4階 大会議室	西条市丹原町池田1611
中 予 地 方 局	中 予 第 1 会 場	令和元年7月12日(金)午前9時	久万町民館2階ホール	上浮穴郡久万高原町久万188
同 上	中 予 第 2 会 場	令和元年7月17日(水)午後1時	松前総合文化センター2階ふ れあい展示室	伊予郡松前町大字筒井633
同 上	中 予 第 3 会 場	令和元年7月25日(木)午後1時	中島総合文化センター大会議 室	松山市中島大浦2962
同 上	中 予 第 4 会 場	令和元年7月26日(金)午後1時	東温市川内公民館1階大ホー ル	東温市南方264
同 上	中 予 第 5 会 場	令和元年8月25日(日)午後1時	松前総合文化センター2階ふ れあい展示室	伊予郡松前町大字筒井633
南 予 地 方 局	南 予 第 1 会 場	令和元年7月24日(水)午後1時	愛南町御荘文化センター2階 大研修室	南宇和郡愛南町御荘平城3063 - 1
同 上	南 予 第 2 会 場	令和元年7月25日(木)午後1時	南予地方局八幡浜庁舎7階大 会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37
同 上	南 予 第 3 会 場	令和元年7月30日(火)午後1時	内子町共生館(五十崎自治セ ンター)会議室1	喜多郡内子町平岡甲185-1
同 上	南 予 第 4 会 場	令和元年8月1日(木)午前9時	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1
同 上	南 予 第 5 会 場	令和元年8月27日(火)午後1時	愛媛県歴史文化博物館2階第 1・第2・第3研修室	西予市宇和町卯之町四丁目11 - 2
同 上	南 予 第 6 会 場	令和元年9月8日(日)午前9時	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1

3 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

カ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配付する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第77号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和元年5月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
エール薬局一本松店	南宇和郡愛南町一本松51番地	平成31年4月1日
エール薬局城辺店	南宇和郡愛南町城辺甲24番1	平成31年4月1日
王子調剤薬局	新居浜市王子町3番2号	平成31年4月1日

本郷調剤薬局	新居浜市本郷三丁目5番35号	平成31年4月1日
森内科	西条市三津屋南5番30	平成31年4月1日
新居浜中央薬局	新居浜市南小松原町13番40号	令和元年5月1日
平野みらい薬局	今治市北宝来町二丁目4番地6	令和元年5月1日

○愛媛県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、
 施術機関を次のように指定した。

令和元年5月24日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	指定年月日
国吉真之	西予市宇和町明石979番地	平成31年3月29日
是澤飛鳥	西予市宇和町伊賀上1611番地	平成31年3月29日
二宮裕介	伊予郡松前町大字出作217-3	平成31年3月30日
石川弘幸	今治市片山3丁目2-45	平成31年4月19日
玉井心	伊予郡松前町南黒田647	令和元年5月5日

○愛媛県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、
 施術機関を次のように指定した。

令和元年5月24日

愛媛県知事 中村時広

施術機関 氏名	施 術 所 名 称 所 在 地	指 定 年 月 日
平田絵里子	とりの木鍼灸院 伊予市下吾川232番地12	平成31年4月24日

○愛媛県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定し

○愛媛県告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和元年5月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
大頭株式会社	伊予郡松前町大字中川原468番地1	はなえみ訪問看護ステーション	西条市榎木244番地2	平成31年4月1日

た医療機関の所在地が、次のように変更された。

令和元年5月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
かもめ調剤薬局	（変更後） 八幡浜市昭和通1510番地164	平成30年10月1日
	（変更前） 八幡浜市沖新田1510番地164	

○愛媛県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により
 指定した施術機関の施術所の所在地が、次のように変更された。

令和元年5月24日

愛媛県知事 中村時広

施 術 機 関 氏 名	施 術 所 名 称 所 在 地	変 更 年 月 日

○愛媛県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した
 医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和元年5月24日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
いとう歯科医院	新居浜市庄内町一丁目12番5号	平成31年3月31日
王子調剤薬局	新居浜市王子町3番2号	平成31年3月31日
フロンティア薬局一本松店	南宇和郡愛南町一本松5157番地	平成31年3月31日
フロンティア薬局城辺店	南宇和郡愛南町城辺甲2481番1	平成31年3月31日
本郷調剤薬局	新居浜市本郷三丁目5番35号	平成31年3月31日

○愛媛県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和元年 5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
西条市	西条市明屋敷164番地	西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	平成31年4月1日
医療法人 きはら整形外科	伊予市米湊815番地 1	きはら整形外科	伊予市米湊815番地 1	令和元年 5月 1日

○愛媛県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和元年 5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
西条市	西条市明屋敷164番地	西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	平成31年4月1日
医療法人 きはら整形外科	伊予市米湊815番地 1	きはら整形外科	伊予市米湊815番地 1	令和元年 5月 1日

○愛媛県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和元年 5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社レディ薬局	松山市南江戸四丁目 3 番37号	レディ伊予三島調剤薬局	四国中央市三島金子二丁目 8 番48号	平成31年 3月20日

○愛媛県告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和元年 5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社レディ薬局	松山市南江戸四丁目 3 番37号	レディ伊予三島調剤薬局	四国中央市三島金子二丁目 8 番48号	平成31年 3月20日

○愛媛県告示第88号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、東予港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 港湾計画の変更の概要

東予港湾計画の変更の概要（平成25年9月愛媛県告示第1027号）及び東予港湾計画の変更の概要（平成17年5月愛媛県告示1028号）によりその概要を告示した東予港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 港湾環境整備施設計画

緑地

既定計画を変更する事項

地区名	面積（ヘクタール）
西 条	7

(2) 土地利用計画

既定計画を変更する事項

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
西 条	17（17）	埠頭用地
	13（13）	港湾関連用地
	450（450）	工業用地
	9（9）	交通機能用地
	7（7）	緑地

注（ ）の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画を示す。

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第89号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、宇和島港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

令和元年5月24日

宇和島港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 港湾計画の変更の概要

宇和島港港湾計画の変更の概要（平成元年9月愛媛県告示第1277号）、港湾計画の変更の概要（平成16年7月愛媛県告示第1663号）及び宇和島港港湾計画の変更の概要（平成28年12月愛媛県告示第1358号）によりその概要を告示した宇和島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 危険物取扱施設計画

既設の港湾施設を変更する事項

地区名	面積（ヘクタール）
大 浦	1

(2) 臨港交通施設計画

道路

既定計画を変更する事項

名 称	起 点	終 点	車線数
臨港道路新榑崎1号線	臨港道路榑崎1号線	県道吉田宇和島線	2

(3) 港湾環境整備施設計画

緑地

既設の港湾施設を変更する事項

地区名	面積（ヘクタール）
大 浦	3

(4) 土地利用計画

既定計画を変更する事項

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
榑 崎	4（4）	埠頭用地
	8（8）	港湾関連用地
	4（4）	都市再開発用地
	1（1）	交通機能用地
	1（1）	緑地
大 浦	2（2）	埠頭用地
	2（2）	港湾関連用地
	1	都市機能用地
	2（1）	交通機能用地
	1（1）	危険物取扱施設用地
	3（3）	緑地

注（ ）の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画を示す。

(5) その他の計画

大規模地震対策施設計画

地区名	名 称	数 量
築 地 ・ 新 内 港	水深4.0メートル物揚場	60メートル
	臨港道路新内港4号線	2車線
	緑 地	3ヘクタール
	埠 頭 用 地	1ヘクタール
榑 崎	臨港道路新榑崎1号線	2車線
	臨港道路榑崎1号線	2車線

	臨港道路樺崎 9 号線	2 車線
大 浦	臨港道路大浦 1 号線	2 車線
	臨港道路大浦 2 号線	2 車線
	臨港道路大浦 3 号線	2 車線
	緑 地	3 ヘクタール
	埠 頭 用 地	2 ヘクタール

2 港湾計画の縦覧の場所
松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第90号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市荏原地区土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月24日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 5月24日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第6号 令和元年 5月10日	伊予郡松前町大字浜字萱田1031番 3	伊予郡松前町大字北黒田242番地 9 シャームゾン北黒田 B 202号 杉 田 裕 之

○愛媛県告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 5月24日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第7号 令和元年 5月13日	伊予郡松前町大字筒井字外側932番 1、932番 4	松山市枝松六丁目 8 番 4 号 株式会社 ミッキークリーニング

○愛媛県告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 5月24日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第8号 令和元年 5月15日	伊予郡松前町大字北黒田字美居759番 1、759番 3、759番 4、778番 3、778番 26	松山市萱町四丁目 4 番地10 有限会社 拓都不動産 伊予郡松前町大字北黒田635番地 山 内 慎 治

○愛媛県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和元年 5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1783番から 同町山鳥坂1773番まで	旧	メートル 4.3～8.6	キロメートル 0.084	
			新	7.6～18.8	0.084	
"	"	大洲市肱川町山鳥坂1745番から 同町山鳥坂1743番まで	旧	4.3～7.7	0.040	
			新	4.6～7.7	0.040	

○愛媛県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂1783番から 同町山鳥坂1773番まで	令和元年 5月24日
"	"	大洲市肱川町山鳥坂1745番から 同町山鳥坂1743番まで	"

○愛媛県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市肱川町宇和川4323番2から 同町宇和川4380番まで	旧	メートル 9.4～19.0	キロメートル 0.421	
			新	16.0～38.8	0.421	

○愛媛県告示第97号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和元年 5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等の 名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
基幹業務サーバシステムの 借入れ 一式	愛媛県警察本部警務部 会計課 愛媛県松山市南堀端町 2番地2	平成31年 4月26日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一 丁目1番地の15	2,854,852円 (月額)	地方自治法施行令（昭和22年政令 第16号）第167条の2第1項第8 号の規定による。

公 告

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

令和元年 5月24日

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 令和元年8月6日(火)午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第1会場	西条市東予総合支所5階大会議室	西条市周布349-1	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第2会場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4-9	同上
中予第1会場	松前総合文化センター2階ふれあい展示室他	伊予郡松前町大字筒井633	同上
南予第1会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同上
南予第2会場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37	同上

- (2) 令和元年9月1日(日)午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第3会場	土居文化会館大会議室	四国中央市土居町入野939	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東予第4会場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町一丁目4-9	同上
中予第2会場	中予地方局7階大会議室他	松山市北持田町132	同上
南予第3会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同上
南予第4会場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37	同上

- (3) 令和元年12月1日(日)午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
東予第5会場	東予地方局西条第二庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
中予第3会場	中予地方局7階大会議室他	松山市北持田町132	同上
南予第5会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 令和元年8月6日の試験に係るものについては、7月9日(火)から23日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 令和元年9月1日の試験に係るものについては、7月9日(火)から8月19日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (3) 令和元年12月1日の試験に係るものについては、11月8日(金)から11月18日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課若しくは東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、

八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 狩猟免許申請手数料（愛媛県収入証紙によること。）受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各3,900円、その他の者にあっては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 試験場についての注意事項

受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県大気汚染常時監視テレメータシステムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

愛媛県大気汚染常時監視テレメータシステム（設置、調整及び保守サービスを含む）一式

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和2年1月1日から令和8年12月31日まで

(5) 借入場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29年度、平成30年度及び平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されている

ことを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部環境局環境政策課大気・環境評価係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2347

(2) 入札書の受領期限

令和元年7月4日（木）午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和元年7月4日（木）午後2時

愛媛県庁第1別館5階 環境創造センター

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased:

Atmospheric Environmental Observation System (including installation , adjustments , maintenance services)

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m . , 4 July 2019

(3) For further information , please contact: Atmosphere & Environmental Assessment Subsection , Environmental Affairs Division , Environmental Bureau , Public Affairs and Environmental Department , Ehime prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 , Japan
TEL +81 89 912 2347

監査委員規程

○愛媛県監査委員規程第1号

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年 5月24日

愛媛県監査委員 本 田 和 良

同 永 井 一 平

同 越 智 忍

同 毛 利 修 三

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程

愛媛県監査事務局規程（昭和41年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(次長の専決事項)</p> <p>第 7 条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>超過勤務及び休日勤務（これらの勤務が特例業務に該当するものに限る。）の命令に関すること。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(主幹の専決事項)</p> <p>第 8 条 主幹の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>超過勤務及び休日勤務の命令に関すること（前条第 2 号に掲げる事項を除く。）。</u></p> <p>(2)～(4) 省略</p>	<p>(次長の専決事項)</p> <p>第 7 条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(主幹の専決事項)</p> <p>第 8 条 主幹の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>超過勤務及び休日勤務命令</u> に関すること _____</p> <p>_____。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会公告

○ 公 告

令和2年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る
学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及
び合格者の発表の日について

令和2年度の愛媛県立高等学校及び愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を次のとおり定めた。

令和元年5月24日

愛媛県教育委員会

教育長 三 好 伊佐夫

1 愛媛県立高等学校の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

全日制課程は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。定時制課程は、国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示第28号。以下「現行中学校学習指導要領」という。）に示されている各教科の目標及び内容並びに平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成29年7月文部科学省告示第94号。以下「中学校特例告示」という。）3(1)ア～ウの規定により平成30年度の第2学年及び令和元年度の第3学年の社会において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、平成30年度及び令和元年度における学習が、現行中学校学習指導要領又は中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示第64号。以下「新中学校学習指導要領」という。）のいずれの規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区 分	一般入学者選抜	推薦入学者選抜	定時制の課程の第2次募集
学力検査等の期日	令和2年3月11日(水)及び同月12日(木)	令和2年2月7日(金)	令和2年3月30日(月)
合格者の発表の日	令和2年3月18日(水)	令和2年3月18日(水)	令和2年3月31日(火)

(3) 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

2 愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

各学校が定めるところによる。

イ 出題範囲

(ア) 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号。以下「現行小学部・中学部学習指導要領」という。）に示されている中学部の各教科の目

標及び内容並びに視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（平成29年12月文部科学省告示第181号）第2(3)の規定により中学校特例告示3(1)ア～ウの規定に準じて平成30年度の第2学年及び令和元年度の第3学年の社会において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、平成30年度及び令和元年度における学習が、現行小学部・中学部学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月文部科学省告示第73号）のいずれの規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(イ) 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第37号）及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年2月告示第15号）1二の規定に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	令和2年3月6日(金)
合格者の発表の日	令和2年3月19日(木)

3 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

イ 出題範囲

現行中学校学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容並びに中学校特例告示3(1)ア～ウの規定により平成30年度の第2学年及び令和元年度の第3学年の社会において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、平成30年度及び令和元年度における学習が、現行中学校学習指導要領又は新中学校学習指導要領のいずれの規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。